

砂川市訓令第28号

令和8年4月1日

砂川市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成17年訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第33条第10項」を「第33条第19項」に改める。

別表（第4条第1項、第8条第2項、第9条第2項関係）中「第4条第1項、第8条第2項、第9条第2項」を「第4条、第8条、第9条」に改め、同表の国又は地方公共団体の機関（法第25条の5第1号）の項中

「

砂川市立小学校

砂川市立中学校

」

を

「

砂川市立義務教育学校

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。